



## VOL.92

社若経営法律事務所弁護士 向井 蘭

### ★会社が131元の個人所得税を余分に差し引いたため、58,000元の経済的補償金が発生した事例

#### 1 事例

2005年5月11日、王は深圳の金型工場に金型室チームリーダーとして入社しました。2017年10月11日、王は、2016年および2017年の給与から源泉徴収された個人所得税の額が、会社が実際に税務署に代理納付した額よりも少なく、会社が個人所得税を過大に控除していたことを理由に、会社との雇用関係を解消せざるを得なくなったと主張し、会社に対し、雇用契約解消のための経済的補償金の支払いを要求しました。

労働契約法38条1項2号は「会社が労働報酬を約定どおりに支払わない場合は従業員は労働契約を解除でき、経済補償金を請求できる」と定めているためです。

会社側は王の請求に同意せず、両者の間で労働紛争が発生し、労働仲裁委員会は王の経済補償金の請求を支持しませんでした。

王は納得がいかず、裁判所に訴え、雇用契約の解除に伴う経済的補償金の支払いを会社に命じるよう求めました。

#### 2 裁判所の判断

第一審裁判所：会社敗訴 会社は経済補償金を支払うべきである

王が提出した納税証明書によると、王は2017年10月17日に会社を辞める前に、539.72元の税金を、会社を通じて支払いました。王が提出した2017年5月から8月までの賃金明細と、会社が提出した2016年2月、2017年1月と2月の賃金明細によると、会社が王の給与から源泉徴収した個人所得税の納付額と納税証明書の金額に差があり、会社も証明期間内に関連する賃金明細を提出していないため、裁判所は王の個人所得税の納付額を確認することができませんでした。立証責任のルールに従って、会社は立証できなかったことによる不利な結果を負担しなければなりません。そのため、裁判所は王の主張を認め、会社は2016年1月から9月までの王の個人所得税131元を2017年に控除しており、返還すべきであるとしました。

裁判所は、会社は王の給与から法定よりも多くの金額を控除しており、合理的な説明をしていない、会社は長期間にわたってこのような行為を実施しており、賃金の不払いに属するため、雇用契約の解除に伴う経済的補償金を支払うべきであると判断しました。

以上のことから、第一審裁判所は、会社が雇用関係の終了に伴う経済的補償金として5万8,750元を支払うべきだと判断しました。

二審、再審も同様の判断であり、会社に5万8750元の経済補償金を支払うように命じました。

### 3 実務上の留意点

日系企業が賃金を全く支払わないということはほとんどありません。しかし、日系企業であっても、残業代の基数の計算を誤っていたり、残業時間や病気休暇の賃金を間違えて計算したりすることもあります。

この裁判例によれば、会社が意図的に多くの金額を賃金から控除していたのか、控除していた理由が分かりません。

この種の裁判例については批判が強く、①過失による不払いであっても経済補償金が発生するのはおかしいのではないか②ごく僅かな金額の不払いであっても経済補償金が発生するのはおかしいのではないかと言われております。

ただ、条文の文言からは何とでも解釈することができるため、上海の労働仲裁委員会や裁判所がこのような極端な判断をする可能性があります。

問題のある従業員が退職しそうな場合はケチを付けられないように可能な限り正確に計算するか、もしくは会社に恨みを持つことがないように退職してもらう必要があります。

案号：（2019）粵民申 1332 号